

## 中小企業振興事業補助金のお知らせ

▷申請先・問い合わせ先＝商工課商工係（☎内線109）

市は、市内中小企業団体による各種事業に補助金を交付します。

▷対象＝市内中小企業者で組織している団体など（代表者の定めがあるものに限り）

▷対象事業・補助額

事業区分	補助率【※①】	補助上限額
① 外国人観光客受入促進事業 ※うち1つは中国語(繁体字)であること	2/3以内 (3/4以内)	1団体 当たり 50万円 【※②】
② 同業種・異業種交流促進事業	1/2以内 (2/3以内)	
③ 新商品開発促進事業		
④ 販売促進事業		
⑤ 人材養成促進事業		
⑥ 商店街づくり事業		

※①( )は、東日本大震災被災企業（罹災証明により確認）を含む団体が申請する場合の補助率

※②①外国人観光客受入促進事業を申請する団体は、②～⑥のいずれかの事業も申請ができます。その場合の補助上限額は、1事業当たり50万円、

1団体当たり合計100万円

▷申請方法＝5月28日(金)までに、事業計画書を提出してください。

※必要書類は、商工課に備え付けているほか、市ホームページからもダウンロードできます。

▷事業計画策定にあたっての留意点

- ・同一事業に対する補助金の交付は、3年を限度とします。
- ・これまで視察の事業に補助を受けたことのある団体が再び類似事業での視察を行う場合、それに係る経費は補助対象外となります。
- ・補助金交付決定通知書を受けてから事業内容の変更・中止をするときは、直ちに商工課に連絡し必要な手続きをしてください。
- ・事業は令和4年3月31日までに完了しなければなりません。
- ・事業計画書は、具体的に記載してください。
- ・コンサルタントへの委託費・ハードウェア作成費などについては、見積書を添付してください。

## 被災した中小企業者の事業再開を支援します

▷申請先・問い合わせ先＝商工課商工係（☎内線109）

東日本大震災津波により被害を受けた中小企業者が、事業再開のために不可欠な被災資産を復旧する場合に要する経費に対し補助金を交付します。

▷対象業種＝中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条第5項第5号に規定する業種【医療業(療術業、歯科技工所は除く)、保健衛生、社会保険・社会福祉・介護事業、学校教育、協同組合、学術・開発研究機関を除く】のうち、市が認める業種

▷対象経費

次の被災した事業用資産のうち、事業再開のために不可欠な資産の復旧に要する経費

- ・建物とその附属設備
- ・構築物
- ・機械、装置（自走式作業用機械装置を除く）

※店舗などと住宅が一体となっている場合は、店舗などに係る部分が対象となります。

▷補助要件

・復旧に要する経費が100万円以上であること

- ・事業拠点の主たる施設が滅失していること
- ・東日本大震災津波により被災した企業の復旧経費を対象とした国、県、市が実施する他の補助金の交付を受けていないこと
- ・市の定める土地利用計画と整合していること

▷補助率＝1/2以内(上限2,000万円)

▷期間要件＝補助金の交付が決定した年度内に補助事業を完了し、事業を再開すること

▷雇用要件＝事業を再開した年度から起算して、3年が経過した年度の終了する日までに、被災時の従事者数を回復すること

▷申請期限＝11月26日(金)※申請書類は市役所本庁商工課および大船渡商工会議所で配布

▷その他

- ・製造業、宿泊業以外の業種は、市独自の算定基準で補助金の額を算出します。
- ・平成23年3月11日以降に実施した事業にさかのぼって適用します。
- ・業種を変更した場合は、補助対象になりません。

(9) 広報大船渡お知らせ版 令和3年4月20日号(No.1197)

▷問い合わせ＝市役所☎0192⑦3111

## 求職者資格取得支援助成金のお知らせ

▷申請先・問い合わせ先＝商工課労政係（☎内線111）

市は、求職者が指定する講習などを受講する際に、必要な経費の一部を助成します。

▷助成対象者＝次の全ての要件を満たす人

- ・市内在住の満18歳以上の人(在学中の人を除く)
- ・資格取得日時点で公共職業安定所に求職申し込みをしている人
- ・対象講習などを受講し、修了した人
- ・市税を滞納していない人

▷助成対象講習

足場の組立て等作業主任者技能講習、クレーン・フォークリフト・ショベルローダー運転技能講習、車両系建設機械運転技能講習、玉掛け技能講習、ガス溶接技能講習、介護職員研修、危険物取扱者など

▷助成金額

講習受講料など(テキスト代を除く)の2分の1に相当する額(1,000円未満切り捨て)

※単年度につき、25,000円が上限

▷申請方法・期限

資格を取得した日から30日以内に、次の必要書類を提出してください。

- ①大船渡市求職者資格取得支援助成金交付申請書(様式第1号)
- ②公共職業安定所の発行するハローワークカードの写し
- ③資格の取得を証明するものの写し
- ④受講料などの領収書の写し
- ⑤大船渡市求職者資格取得支援助成金交付請求書(様式第2号)

※①と⑤の書類は、申請先および気仙管内の技能講習受講機関に備え付けているほか、市のホームページからダウンロードできます。 ※交付決定後、申請者が指定する口座に助成金を振り込みます。

▷その他＝制度の詳細は、ホームページをご覧ください。

## 若者の就職を応援！「新規学卒者等就職奨励金」

▷申請先・問い合わせ先＝商工課労政係（☎内線111）

市は、市内の事業所に就職した新規学卒者などに、大船渡地域商品券を交付します。

▷交付対象＝就職した年度の4月1日現在の年齢が35歳未満であって、市内の事業所に「常用雇用者」として就職した新規学卒者、U・I・Jターン者

※過去に交付を受けた人は対象外

※「常用雇用者」とは、雇用保険の被保険者で、雇用期間の定めがない、または1年を超えて引き続き雇用が見込まれ、かつ1週間の所定労働時間が30時間以上で雇用された労働者

▷新規学卒者などの範囲

次のいずれかに該当する、市内在住の人

- ①新規学卒者＝次の(1)または(2)のうち、卒業した日から翌々年の3月31日までの間に、市内の事業所に就職した人  
(1)大学(大学院、短期大学を含む)、高等専門学校または専修学校を卒業した人  
(2)平成30年3月以降に中学校、高等学校または

特別支援学校を卒業した人

②Uターン者＝本市の出身者で、市外に転出し、転出した日から1年以上経過した後に市内に転入した人で、転入した日から2年以内に市内の事業所に就職した人

③I・Jターン者＝本市以外の出身者で、市内に転入し、転入した日から2年以内に市内の事業所に就職した人

▷奨励金の額＝1人につき、商品券6万円分

▷申請期間＝雇用された日から6カ月経過後

【例】就職した日が4月1日の場合、10月1日から申請できます。

※就職した日から1年6カ月経過すると、申請ができなくなります。

▷申請方法＝申請書類に必要事項を明記の上、申請してください。申請書類は、市役所本庁商工課に備え付けているほか、市ホームページからダウンロードできます。制度の詳細は、ホームページをご覧ください。

(8)